

## 御寄付のお願いにつきまして

2021年(令和3年)、和敬塾は創立66周年を迎えます。

塾友の総数も6000名を超え、世界各地で皆様はご活躍されております。

創立以来、和敬塾は、「共同生活を通じた人間形成」の理念の下に青少年の人材育成事業に取り組んで参りましたが、創立60余年を経過した今まさに、塾友の皆様に代表される「人並み外れた環境適応力」、「高いコミュニケーション能力」といった気質は、今世紀のあらゆる共同体のリーダーシップを担うために不可欠な要素として、今年度から開始された国の改定学習指導要領に加えられるなど、とみに注目を集めてきています。

和敬塾は、これからも一貫して、これらの気質を兼ね備えた社会に有為な人材を育成すべく、公益事業活動の精度を上げていきますが、大変有り難いことに、多くの塾友諸先輩から、和敬塾の事業活動を支援とする御寄附のお申し出をいただくことが多くなって参りました。

しかしながら、現在、和敬塾は寄附金税額控除対象の公益財団法人に認定されていないことから、私共と致しましては、皆様のご厚意に応えるためにも、2021年度(令和3年度)中に寄附金税額控除対象の公益財団法人の認定を得たいと考えておりますが、この認定を取得するには、単年度で3000円以上の寄附が500口以上の実績要件を満たす必要があります。

つきましては、一日も早い認定取得を図るためにも、今年の3月31日までに一人様3000円の御寄附を賜りたく、皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、御寄付の振り込みが4月以降になりますと、認定申請手続きが2022年度に延びてしまいますため、何卒3月31日までに御振込みくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

また、この度の3000円×500口の御寄附につきましては税額控除の対象とはなりません、その後の御寄附に関しましては、恒久的に税額控除が可能となりますことを申し添えます。

諸般ご賢察の上、お一人でも多くの皆様の御協力を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 御寄附の手続方法

- ・コピー新聞に同封させて頂きました「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、和敬塾寄附金担当 並木まで Fax(03-3941-7482)を頂くか、和敬塾ホームページ上の専用メールアドレス(kifuwakei@wakei.or.jp)に「寄附申込書」に記載させて頂きました事項(「区分」「寄付者」「現住所」「寄付金額」等)をお送りいただきますようお願いいたします。
- ・ご送金は、同封させて頂きました振込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの「みずほ銀行」窓口若しくは ATM、または「ゆうちょ銀行」窓口若しくは ATM にてお振込み下さい。
- ・みずほ銀行口座への入金の場合、インターネットバンキングからのお振り込みでも結構です。この場合、寄付金申込書の備考欄に「インターネットバンキングから振り込みます」と記載ください。
- ・ご不明な点は、和敬塾寄附金担当 並木(Tel:03-3941-7446)までお問い合わせ下さい。

公益財団法人和敬塾

〒112-8682 東京都文京区目白台 1-21-2

TEL:03-3941-7446 FAX:03-3941-7482